

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601079号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600009号

第1 結論

昭和17年10月24日から昭和20年9月18日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年10月24日から昭和20年9月18日まで

年金記録が社会問題となった際、年金記録を調べたところ、請求期間については脱退手当金支給済みという回答であった。生前に聞いた話からも、私の夫(訂正請求記録の対象者)が脱退手当金を受給したとは考えられない。請求期間について、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、「給付種類 脱手」、「資格期間 34.5(月)」、「支給金額 102円65(銭)」、「支給(開始)年月日 (昭和)21.9.29」等の請求期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、これらの内容はオンライン記録と符合する。

また、上記被保険者台帳には「49-3」の記載が確認できるが、これは、昭和19年10月から昭和22年8月までの間に適用されていた短期脱退手当金の根拠条文である、当時の厚生年金保険法第49条ノ3を示すものであると考えられるところ、訂正請求記録の対象者は、当該条文に基づく短期脱退手当金の支給要件に合致していたことが確認できる。

さらに、前述の支給金額に計算上の誤りはない上、訂正請求記録の対象者に係る「厚生年金被保険者名簿用紙」には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。